

岐阜県公報

号 外 (五) 平成二十一年 四月 一日

目 次

訓 令 甲

○道路監理員及び河川監理員に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

(道路維持課)

ページ
一

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

道路監理員及び河川監理員に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路監理員及び河川監理員に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

道路監理員及び河川監理員に充てる職員の職の指定に関する規程(昭和五十一年岐阜県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一本庁の項中
課長、総括管理監、課長補佐、技術課長補佐、主査、技術主事及び技師

査、主任、主任技師、主

課長、総括管理監、道路管理企画監、交通安全対策査、技術主査、主任、主任技師、主事及び技師

監、課長補佐、技術課長補佐、主

に改め、同表土木事務所の項中

課長、課長補主査、主任及

佐、事業調整担当の技術主査、主任技師及び技師並びに施設管理担当の
び主事

、課長補佐、事業調整担当の技術課長補佐、技術主査、主任技師及び技師並びに
管理担当の技術課長補佐、主査、技術主査、主任、主任技師、主事及び技師
に

改める。

別表第二本庁の項中
課長、技術管理監、課長補佐、技術課長補佐、主査、技術主
事及び技師

査、主任、主任技師、主
を
課長、総括管理監、技術管理監、課長補佐、技術課
主任技師、主事及び技師

長補佐、主査、技術主査、主任
に改め、同表土木事務所の項中
課長、課長補佐
課長、課長補佐

並びに施設管理担当の主査、主任及び主事
、係長、主査、主任及び主事
を
課長、施設管
課長、

課長補佐、事業調整担当の技術課長補佐、技術主査、主任技師及び技師並びに
理担当の技術課長補佐、主査、技術主査、主任、主任技師、主事及び技師
に改
課長補佐、技術課長補佐、主査、技術主査、主任、主任技師、主事及び技師
める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年四月一日発行

発 行 者 岐 阜 県
発 行 所 岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

編 集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三十一 岐阜文芸社